

業務委託の前払金について

1 前払金とは

小美玉市発注の業務委託（建設コンサルタント業務委託）では、1件の業務委託料が500万円以上の場合、10分の3以内の前金払の請求が出来るようになります。

2 前払金の対象

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証する土木建築に関する小美玉市発注業務委託（土木建築に関する工事及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であって、業務委託1件の業務委託料が500万円以上の土木建築に関する業務委託。

3 前払金の請求条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証書の提出が必要です。